

小田原市議会陳情審査基準

(平成28年1月20日議会運営委員会決定)

最近改正 令和6年2月8日

1 受理した陳情は、原則として所管の委員会に付託し、審査するものとする。ただし、次のいずれかに該当すると議長が判断したものであって、議会運営委員会における協議の結果、これを適当と認めたものについては、全議員への写しの配付にとどめるものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反する行為を求めるもの
- (2) 個人や団体を誹謗中傷し、又はその名誉を毀損し信用を失墜させるおそれのあるもの。ただし、既に公表され、かつ、社会的に周知された事実を除く
- (3) 個人に関する情報を暴露し、その権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、既に公表され、かつ、社会的に周知された事実を除く
- (4) 市職員の身分に関し、懲戒、分限等を求めるもの
- (5) 訴訟や不服申立てにより係争中のもの
- (6) 当該陳情を提出した者の住所及び連絡先が不明確で連絡の取れないもの
- (7) 郵送により提出されたもの
- (8) 市外に住所を有する者から提出されたもの。ただし、提出者が連名によるものであり、かつ、市内に住所を有する者が提出者に含まれるものを除く
追加〔令和5年2月22日〕
- (9) 記載内容の事実の確認又は判断が困難であり、審査を行うこと自体によって関係者の権利利益を害するおそれのあるもの
追加〔令和6年2月8日〕
- (10) その他議会の審査になじまないと認められるもの
一部改正〔平成28年5月17日・29年2月27日・令和5年2月22日・令和6年2月8日〕